

令和元年度「ふる郷の木づかいプロジェクト」 よかウッドフェスタ開催業務委託募集要領

1 概要

県民に対して、木工工作などの木材とのふれあいを通じて、県産木材の良さやその利用の意義についての理解促進を図るとともに、「森・川・海はひとつ」の思いを「人がつなぐ」という意識を育て、森・川・海の豊かな自然のつながりを守り、未来につなげるため、森川海人っプロジェクトの一環として、「よかウッドフェスタ」を開催する。

2 業務内容

- (1) 業務の名称
令和元年度「ふる郷の木づかいプロジェクト」よかウッドフェスタ開催業務委託
- (2) 業務内容
別添「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 予算額
3, 255千円以内（消費税及び地方消費税額（10%）を含む。）

企画申請書提出の際は、3, 255千円（消費税及び地方消費税額（10%）を含む）を上限額として見積もること。（※見積書の中で、値引きによる調整は行わないこと。）

なお、当該業務は、佐賀県及び公益財団法人さが緑の基金との共催イベントであり、委託者に決定された業者は、契約締結において、委託金額を次のとおりそれぞれに契約を結ぶものとする。

- ・佐賀県 2, 555千円（消費税及び地方消費税額（10%）を含む。）を上限額とする。
- ・公益財団法人さが緑の基金 700千円（消費税及び地方消費税額（10%）を含む。）を上限額とする。

3 委託業者の資格要件

次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

なお、資格参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 佐賀県内に事業所を置く法人（企業、NPO法人）とする。
- (2) 本業務の趣旨を十分に理解し、法人の定款、規約等に照らして、業務内容が確実に実施できる者。
- (3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされているものであっても、更生計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 前項のアからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 事前説明会

当該業務委託の説明会は実施しない。

5 質問の受付

当該業務に関して質問がある場合は、別添（様式4）による質問書を提出してください。

※電話、電子メール、口頭での質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 募集開始～令和元年7月22日（月曜日）17時15分まで
- (2) 受付場所 佐賀県 農林水産部 林業課 林産担当
- (3) 受付方法 持参又は郵送、FAX（0952-25-7283）
- (4) 質問の回答 質問者に対し回答書を送付する。

6 申請書類の提出

- (1) 申請書類
 - ア 業務委託申請書
 - イ 企画提案書（申請した目的・理由、事業計画等）・・・・・・・・別添（様式1）
 - ウ 見積書・・・・・・・・別添（様式2）
 - エ 法人に関する調書・・・・・・・・別添（様式3）
 - オ 誓約書・・・・・・・・別添（別紙）
 - カ 法人の定款、規約等
 - キ 直近1事業年度の実績報告書及び決算書
- (2) 提出期限 令和元年7月24日（水曜日） 17時15分まで
- (3) 提出部数 提出部数は1部とする。
- (4) 提出方法 持参又は郵送とし、期限まで提出すること。ただし、当日消印有効とする。
- (5) 提出先 佐賀県 農林水産部 林業課 林産担当
(〒840-8570 佐賀市城内1-1-59)

7 審査方法

提出された申請書類を別途設置する審査委員会において、審査項目について公正な審議を行い、最優秀提案者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。ただし、評価が一定水準に達しない場合は、契約交渉の相手方として特定しない場合もある。

なお、申請が1事業者の場合でも、審査は実施する。

- (1) 審査基準

審査委員会において、下記の審査項目に従って、提出された申請書について評価を行う。

- ア 企画提案内容：当該事業の主旨及びテーマを理解したうえで企画された内容であるか。
- イ 実施体制：関係者と調整し、適正かつ確実に実施する体制を有するか。
- ウ 見積額：経費の積算は、企画内容に対し妥当なものであるか。

(2) 審査結果の通知

申請書を提出した事業者に対し、文書で結果を通知する。

8 その他

- (1) 本企画提案に係る経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しないものとする。
- (3) 企画提案書は、選定作業等、必要な範囲において複製することがある。
- (4) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (5) この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで、定めている。

9 問い合わせ先

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産部林業課林産担当：中島、矢野

TEL：0952-25-7133

FAX：0952-25-7283

メール：ringyou@pref.saga.lg.jp